

平成 30 年度

会津若松地方広域市町村圏整備組合
年間監査計画

会津若松地方広域市町村圏整備組合
監査委員

1 監査の実施方針

(1) 監査をめぐる状況

本組合においては、消防施設整備計画に基づき毎年4～6億円程度の施設・設備の更新に取り組んでいるところであり、廃棄物処理施設についても、し尿処理施設やごみ焼却施設など、現有中間処理施設の中長期修繕計画に基づき、毎年3～5億円程度の事業費が見込まれています。加えて、新たなし尿処理施設については、今後、50億円を超える整備事業費が計画されており、また、ごみ焼却処理施設等の新たな中間処理施設の整備や最終処分場の新設も予定されているところです。このような大型事業が続く中において、監査としても、これらの事業の適正かつ効率的な執行に寄与していく必要があります。

こうした点を踏まえ、今年度においても、監査の充実強化を実践し、監視機能を高め、また、最小の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどに特に意を用い、住民の皆さんの期待に応えられるような監査を行っていきます。

(2) 監査の基本的な考え方と方向性

① 監査の基本的な考え方

本組合の監査をめぐる状況を総合的に勘案するとともに、監査基準を踏まえ、平成30年度の監査における基本的な考え方を次のとおりとします。

住民の負託のもと、行財政運営の健全性と透明性の確保を図り、もって、組合行政への信頼確保と住民福祉の増進に資する。

② 監査の方向性

平成30年度の監査の方向性については、監査の基本的な考え方の具現化をめざし、次のとおりとします。

- 1) 住民の負託のもと、住民に代わり、住民の視点にたった監査
- 2) 事務事業における合規性・正確性の視点からの監査
- 3) 事務事業における合理性・効率性の視点からの監査
- 4) 不適正等の指摘のみならず、業務改善・課題提案型の監査
- 5) 全国水準の監査基準や監査等の着眼点の準拠による監査

(3) 監査の重点方針

監査をめぐる状況並びに監査の基本的な考え方及び方向性、更には監査基準を踏まえ、平成30年度の監査の重点方針を次のとおりとします。

- ① 組合においては、大型事業が計画されていることから、合規性・正確性に加え合理性・効率性の観点からも各事業のあり方に焦点をあて、定期監査(注1)を実施します。
- ② 例月現金出納検査及び決算審査等にあつては、計数の真正性の確認を行うとともに、予算全体・会計全体を俯瞰する観点から監査を行います。
- ③ 随時監査(注2)として、技術士を活用した工事監査を行います。また、社会的動向を踏まえ、必要に応じ、当該監査の実施も検討します。

参考(*注記解説)

| | 用語 | 解説 |
|----|------|---|
| 注1 | 定期監査 | 毎年度少なくとも1回以上期日を定めて、財務事務や経営に係る事業が、合理的・効率的に行われているかなどを監査するもの。また、必要に応じ、工事について、設計・施工等が適正に行われているかについても監査するもの。 |
| 注2 | 随時監査 | 必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する監査 |

2 各種監査の年間実施計画

(1) 定期監査

- ① 実施方針: 1) 事務処理の合規性・正確性のみならず、事務事業に係る経済性・有効性・効率性の観点も含めた監査を実施します。
2) 定期監査の一環として、工事監査を実施します。
- ② 対象 : 1) 平成 29 年度で予算化された事務事業を対象とし、大型事業関係の事務事業を優先し監査します。
2) 大型事業関係の事務事業に当たっては、定期監査対象年度のみならず、経年的な事務事業の積み重ねによって成り立っている場合にあつて、必要な場合は、平成 28 年度以前の事務事業も対象とします。
3) 地方公会計制度が導入されたことを踏まえ、財産関係の事務の検証を行います。
4) 工事監査については、次の要件に該当するものから抽出して監査します。
・低落札率であつたもの
・分割発注したもの
・随意契約によるもの
・談合情報のあつたもの
・請負金額の高額のもの
・変更契約のあつたもの
・特殊工事のもの
・年度を繰り越したもの
・工事中止となつたもの
・その他特に監査の必要なもの
5) 監査委員が、必要があると認めるものについても対象とします。
- ③ 実施予定時期: 平成 30 年 9 月～12 月
- ④ 報告等の時期: 平成 30 年 12 月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期: 2 月議会

(2) 随時監査

【技術士による工事監査】

- ① 実施方針: 大型事業が継続的に行われていることを踏まえ、定期監査の一環として行う工事監査とは別に、随時監査として技術士に技術調査を委託し、その結果を踏まえて、工事監査を実施します。
- ② 対象: 設計額が概ね 30,000 千円以上の工事で、技術的難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね 50% 以上のもの
- ③ 実施予定時期: 平成 30 年 7 月～11 月
- ④ 報告等の時期: 平成 30 年 11 月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期: 2 月議会

(3) 例月現金出納検査

毎月例日を定めて実施する現金の出納の検査
現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金)及び預金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検査

- ① 実施方針: 1) 毎月の計数を確認するとともに、決算審査につながる検査と位置づけて実施します。
2) 現金預金残高の確認はもとより、資金運用の状況や経営状況にも配慮して検査します。
- ② 対象: 会計管理者(会計課)が保管する現金及び預金
用水供給課が保管する企業会計に係る現金及び預金
- ③ 実施予定時期: 毎月1回(ただし、対面検査については2ヶ月に1回)。
- ④ 報告等の時期: 対面検査終了後
- ⑤ 議会への報告の時期: 報告時以降の直近の議会

(4) 決算等審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、
予算の執行・運営が適正・効率的に行われているかの審査

【一般会計及びあいづふるさと基金事業特別会計】

- ① 実施方針: 決算計数について真正性も含め確認・検証するとともに、財政状況・資金運用・財産管理について意見を付します。
- ② 対象: 平成29年度の一般会計及びあいづふるさと基金事業特別会計の決算
- ③ 実施予定時期: 管理者から審査に付された日～平成30年7月
- ④ 報告等の時期: 平成30年7月下旬

【公営企業会計(水道用水供給事業会計)】

- ① 実施方針: 決算計数について資金運用・財産管理を中心に真正性も含め確認・検証するとともに、企業の経営状態の分析を行い意見を付します。
- ② 対象: 平成29年度の水道用水供給事業会計の決算
- ③ 実施予定時期: 管理者から審査に付された日～平成30年7月
- ④ 報告等の時期: 平成30年7月下旬

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる計数について、適正に算定されているかを審査

【資金不足比率審査】

- ① 実施方針: 決算書その他関係書類に基づいて計数について真正性も含め確認・検証するとともに、資金不足比率が適正であるかを審査し、意見を付します。
- ② 対象: 水道用水供給事業会計
- ③ 実施予定時期: 管理者から審査に付された日～平成30年7月
- ④ 報告等の時期: 平成30年7月下旬

(5) 各種監査の実施計画の策定

年間監査計画を踏まえ、上記の各種監査ごとに、監査等の対象、着眼点、主な実施手続、実施日程等について、実施計画を定め、監査にあたります。

3 監査の説明責任について

監査は住民の負託によるものであることを踏まえ、住民へのわかりやすさに留意しながら、次のとおり公表を行い、説明責任に努めます。

- (1) 監査を行うにあたっての基本原則について、一般的基準や実施基準、更には、報告基準を監査基準として定め、これを公表していますが、今後も、国や全国都市監査委員会の動向を見極め必要な改正を行なっていきます。
- (2) 監査にあたっての年間実施計画について、これを適時公表していきます。
- (3) 監査が終了したときは、監査報告等として、監査の種類、対象、着眼点、主な実施内容及び監査等の結果をまとめ、これを公表します。

4 指導事項等の措置の促進

監査の一連の手続きは、監査結果の管理者等への報告及び住民への公表で終了しますが、指摘事項や指導事項については、管理者において当該事項の措置が講じられることによって完結するものです。このため、措置状況について、定期的な報告を求め、進捗管理をとおして、措置が講じられるよう努めます。